

入札監理小委員会における審議の結果報告
「外国人在留総合インフォメーションセンターの運營業務（大阪入国管理局）」

入札監理小委員会において当該民間競争入札の実施要項（案）を審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業概要及びこれまでの経緯について

- 本業務は、大阪入国管理局に設置されている外国人在留総合インフォメーションセンターの運營業務を委託するものである。
- 平成23年度より民間競争入札を導入しており、今回で3期目となる。
- 大阪入国管理局においては競争性の確保に課題が残った（なお、東京入国管理局（同横浜支局含む）及び名古屋入国管理局における事業は終了プロセスに移行。）。

2. 評価において監理委員会が指摘した事項の反映

【論点】

多様な民間事業者の参入を確保するため、具体的にどのような見直しを行ったか。

【対応】

- 情報の開示の充実（実施要項39頁）

小委員会における委員の御意見を踏まえ、情報の開示において、平成27年度の使用言語別相談員の配置状況を新たに記載。

- 入札競争参加資格を有する者への周知

入札実施要項上以外の対応として、入札公告後には、入札競争参加資格を有する人材派遣会社等に対して、積極的に入札参加を促すとともに、より早く入札の実施について情報提供することにより、入札参加者の準備期間を確保し、競争性の確保に取り組む。

3. 実施要綱（案）の審議結果について

- (1) 別紙1・使用言語別一覧（実施要項20頁）

【論点】

業務の際使用する言語について、一人の者が複数言語に対応することも許容する旨を明示すべき。

【回答】

注意書きとして、下記のとおり記載する

（注）使用言語ごとに相談員を配置する必要はなく、同一の相談員が複数言語

に対応可能な場合も可。

(2) 別紙1・使用言語別一覧(実施要項20頁)

【論点】

使用する言語中、原案では「スペイン語・ポルトガル語」と表記しているが、一方でよいのか、それとも両方に対応するのか、その趣旨を明確化すべき

【回答】

スペイン語とポルトガル語は類似しており、現状として同一の相談員が両方の言語に対応しているところ、指摘を踏まえそれぞれ要対応と表記する。

(3) 従来の実施状況に関する情報の開示(実施要項37頁)

【論点】

事業者が使用できる物品を明示、もしくは説明会で開示すべき。

【対応】

業務処理に必要と認められる物品の主なものについて、下記のとおり追記(下線部分)するとともに、入札説明会において要望があれば、現場を確認できるようにする。

(物品関係)

業務処理に必要と認められる物品

机, 椅子, 内線電話機, コピー機, シュレッダー, 更衣ロッカー, カウンター等

4. 意見募集結果を踏まえた修正について

平成28年8月8日から同月26日の間の意見募集の結果12者から12件の意見があったが、実施要項案の修正に至る意見はなかった。

以上